

今後の生活習慣病対策の推進について
(中間とりまとめ (案)) 【参考資料】

平成 17 年 9 月 7 日

第 18 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

【 参 考 資 料 一 覧 】

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 参考資料 1 | 9分野の施策の概要 |
| 参考資料 2 | 「健康日本21」における目標値に対する暫定直近実績値等 |
| 参考資料 3 | 健康日本21中間評価作業チームによる暫定総合評価 |
| 参考資料 4 | 具体的な検査項目 |
| 参考資料 5 | 各制度の健康診査の受診者数等 |
| 参考資料 6 | 健診その他の保健事業に要する費用 |
| 参考資料 7 | 「健康日本21」地方計画の策定状況について |
| 参考資料 8 | 生活習慣病対策の総合的な推進について |

「健康日本21」の推進	
「国民健康づくり対策」(第1次:昭和53年～、第2次:昭和63年～)	老人健康診査体制の確立、市町村保健センター等の整備、健康運動指導士の養成等の国民の健康づくりのための基盤整備を推進
「健康日本21」(平成12年～10カ年計画)	21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的に、具体的な目標等を提示すること等により、健康に関連する全ての関係機関・団体等をはじめとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○1次予防の重視 ○健康づくり支援のための環境整備 ○目標等の設定と評価 ○多様な関係者による連携のとれた効果的な運動の推進
国の取組	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全国的な推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○健康日本21推進本部 省内横断的に施策を展開することを目的に、事務次官を本部長として設置 ○健康日本21推進国民会議 広く各界関係者の参加により国民的な健康づくり運動を効果的に推進していくことを目的に設置 ○健康日本21推進全国連絡協議会 「健康日本21」に賛同する健康づくりに関連する関係団体により構成 2. 多様な経路による普及啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを活用した普及啓発 厚生労働本省及び(財)健康・体力づくり事業団のホームページにより「健康日本21」を始めとする健康づくり施策等を情報提供 ○健康日本21全国大会 全国の健康づくりに関係する団体等の参加のうえ、情報交換等を行うとともに、幅広い参加者へ健康づくりに関する情報の発信を行い、「健康日本21」運動の輪を広げていくことを目的に開催 ○健康増進普及月間 健康に対する国民一人一人の自覚を高め、さらにその健康づくりの実践を促進するため、毎年9月を健康増進普及月間とし、種々の行事を展開(平成17年度は9月9日に鹿児島で開催予定) (参考)食生活改善普及月間(毎年10月) 生活習慣病予防週間(毎年2月1日～7日) 3. 地域等における地方計画の策定等に対する技術的支援 <ul style="list-style-type: none"> ○「健康日本21」実践の手引きの作成 ○「健康日本21」地方計画事例集の作成 ○地方計画策定の円滑な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画～全都道府県で策定済 ・市町村計画～1,166市町村(47.9%)が策定済(平成17年7月1日現在) ○健康日本21評価手法検討会報告 4. 調査研究の推進及び人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康・栄養調査による実態把握 ○健康科学総合研究事業等による各分野の研究を推進 5. 各種保健事業の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○地域・職域連携共同モデル事業の実施 ○都道府県単位での保険者協議会の設置

健康増進法の制定

<p>経緯</p>	<p>「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり、疾病予防を更に積極的に推進する法的基盤を整備するため、医療制度改革の一環として、平成14年7月に制定され、平成15年5月1日に施行(健康診査等指針については、平成16年8月1日に施行)。</p>
<p>法律の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針及び地方健康増進計画(第7条及び第8条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を定めるものとする。 ○ 都道府県は、国の基本方針を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。(義務) ○ 市町村は、国の基本方針及び都道府県計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。(努力義務) 2. 健康診査等指針(第9条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査等指針を定めるものとする。 3. 国民健康・栄養調査等(第10条～第16条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。 ○ 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病等の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。 4. 受動喫煙の防止(第25条) <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村による生活習慣相談等の実施、都道府県による専門的な保健指導の実施 ○ 特定給食施設における栄養管理 ○ 食品の特別用途表示、栄養表示基準等

個別分野の施策

<p>栄養・食生活</p>	<p>栄養・食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容、及び「食育」等により個人の行動変容を支援する環境の確保が必要である。 目標は、適正な栄養状態、栄養素(食物)の摂取、適正な栄養素(食物)の摂取のための個人の行動及び個人の行動を支援するための環境づくりについて設定する。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 科学的根拠に基づく栄養施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民栄養調査の実施(～平成14年)、国民健康・栄養調査の実施(平成15年～) 国民の健康状態、栄養状態を把握するために調査を実施し、毎年概要及び報告書を発表しており、国及び各地方自治体においては、本調査の結果を踏まえて栄養施策を展開している。 ○健康・栄養に関する調査研究の充実 科学的根拠に基づく栄養施策を推進するため、健康・栄養に関する調査研究を実施している。 ○日本人の食事摂取基準の策定 昭和45年から「栄養所要量」として策定し、5年ごとに学術誌等の文献の系統的レビューを行い改定を行っている。国民の健康の増進、エネルギー・栄養素欠乏症の予防、生活習慣病の予防、過剰摂取による健康障害の予防を目的とし、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示すものである。平成16年の改定では、生活習慣病予防に重点をおき、新たな指標として「目標量」を示した。「目標量」を策定した栄養素は、増やすべき栄養素として、食物繊維、カルシウム、カリウムなど、減らすべき栄養素として、コレステロール、ナトリウム(食塩)である。脂質については、脂肪エネルギー比率のみならず、その質も考慮する観点から、飽和脂肪酸、コレステロールなどについても設定した。 <p>2. 栄養・食生活に関する知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「食生活指針」の普及啓発(平成12年3月 閣議決定) 国民の健康を増進する観点から国民一人一人が食生活の改善に対する自覚を持ち、日常の食生活において留意すべき事項を「食生活指針」として厚生労働省・文部科学省・農林水産省が連携して作成し、閣議決定している。その解説要領及びパンフレット等を地方自治体や関係団体等に配布し、普及啓発を行っている。 ○「食事バランスガイド」の普及啓発 「食生活指針」をより具体的な行動に結びつけるものとして、「食事バランスガイド」を平成17年6月に作成・公表し、7月に「フードガイド(仮称)検討会」報告書を取りまとめた。地方公共団体における情報の提供や健康教室等における活用、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、外食等における活用や食生活改善推進員等のボランティアによる普及啓発を行っていく。特に、男性の肥満者、単身者、子育てを担う世代に焦点を絞った取組を展開する。 ○食生活改善推進員による普及啓発 ボランティアによる地域に根ざした食生活改善の普及啓発活動を実施している。 ○食生活改善普及運動(毎年10月) 食生活に対する国民一人一人の認識を高め、食生活改善の実践を促すために、毎年10月を食生活改善普及月間とし、国においては重点活動の目標を定めるとともに、普及啓発用ポスターを配布。各地方自治体においては地域の実情に応じた取組を展開している。 ○健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書(平成16年3月) WHOの「食生活、身体活動と健康に関する世界戦略」等も踏まえ、食生活に関する環境整備の方向性についてとりまとめ、国及び地方自治体において流通・小売・外食産業等関係者と連携し、食環境整備の強化を図ることとしている。 <p>3. 集団指導の実施(一次予防)</p> <p>生活習慣病予防のための正しい食生活に関する知識等を普及させるため、保健所・市町村保健センター等で管理栄養士等により集団への栄養指導を行う。</p> <p>4. 健康診査の結果等に基づく個別指導の実施(二次予防)</p> <p>健康診査の結果に基づき健康に問題がある者に対し、二次予防の観点から管理栄養士等が個々人の健康状態、栄養状態を把握し、個々人に応じた適切な栄養指導を行う。</p>

施策の概要

5. 管理栄養士・栄養士の資質の向上、人材育成

○管理栄養士等制度の改正(平成12年4月)

高度化・多様化する社会ニーズに対応できる管理栄養士等の養成及び業務の明確化(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等)を行うための所要の法律改正を行った。

○地域における行政栄養士の業務について(平成15年10月健康局長通知)

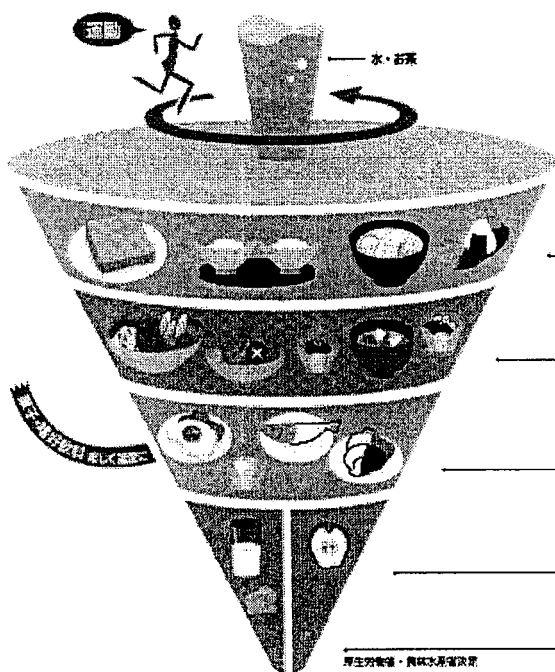
○地域における行政栄養士の基本指針について(平成15年10月生活習慣病対策室長通知)

健康増進法の施行を受け、国、都道府県、市町村の行政栄養士の果たす役割を明確にするための基本方針を示した。

○地域における食生活改善に向けた連携事例集の作成及び行政栄養士研修会の開催

(平成15年11月)

食生活の改善のためには、衛生部局のみでなく教育部局、農林部局等との連携が必要であることから、地域における連携事例をとりまとめるとともに、連携事例集を活用した研修会を開催した。



食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分

料理例

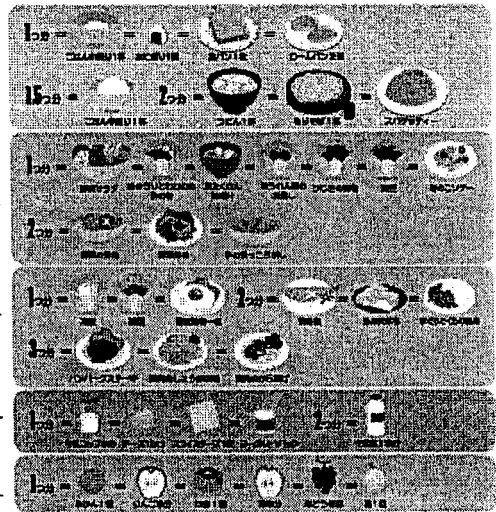
5.7 主食(ごはん・パン、麺)
つ(量) ごはん(中量)だったら4杯程度

5.6 副菜(野菜、きのこ、海藻料理)
つ(量) 野菜料理5皿程度

3.5 主菜(肉、魚、卵、大豆料理)
つ(量) 肉・魚・大豆料理から3皿程度

2 牛乳・乳製品
つ(量) 牛乳だったら1本程度

2 果物
つ(量) みかんだったら2個程度



※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

厚生労働省・農林水産省共発

個別分野の施策

<p>身体活動・運動</p>	<p>身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。 目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学的根拠に基づく運動施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○運動所要量の見直し <p>健康を維持するために必要な運動量を示した「運動所要量」(平成元年度策定)の普及啓発を行ってきたが、最新の科学的知見をふまえたものとするため、17年8月に検討会を設置し、17年度中に策定する。</p> 2. 運動習慣の定着に必要な知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○運動指針の見直し <p>運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行ってきたが、運動所要量同様に見直しを図るため、17年8月に検討会を設置し、17年度中に策定する。</p> 3. 健康づくりのための運動実践の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進施設の認定 <p>健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことができる施設を健康増進施設として認定。 [健康増進施設の類型]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●運動型健康増進施設 <p>トレーニングジム等の設備及び健康運動指導士等の配置 343施設 (H17.8.1現在)</p> ●温泉利用型健康増進施設 <p>上記の要件に加え、健康増進のための温泉利用の設備及び温泉利用指導者の配置 29施設 (H17.8.1現在)</p> ●温泉プログラム型健康増進施設 <p>身体測定、温泉利用プログラム提供、実践等の設備の配置及び温泉入浴指導者の配置 3施設 (H17.8.1現在)</p> 4. 健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成 <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査等 <p>昭和63年から(財)健康体力づくり事業財団が、厚生労働大臣の認定を得て、生活習慣病を予防して健康水準を保持・増進するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ、個人個人の身体の状態に応じた運動プログラムの提供及び実践指導を行う者の養成、試験等を実施。 現在、これらの者が、運動を通じた健康づくりの専門家として国民から認知され、活動の場がさらに広がるよう、普及定着方策について検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康運動指導士 <p>規定に定められた講習を受講し、修了後に行う試験に合格した者に登録資格が認められる。 10,304名 (H17.3.31現在)</p> ●健康運動実践指導者 <p>規定に定められた講習を受講し、修了後に行う試験に合格した者に登録資格が認められる。 18,124名 (H17.3.31現在)</p>

個別分野の施策

<p>休養・こころの健康づくり</p>	<p>こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。 目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. ストレスへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心の健康づくり推進事業 精神保健福祉センターにおいて精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより国民の精神的健康の保持増進を図る。 ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施する。 ○こころの健康づくり地域関係者研修事業 地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得している地域精神保健従事者を主に対象として、当該地域に適合した自殺予防対策の強化を目的とした研修を実施する。 ○「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の啓発・研修事業 メンタルヘルス指針の啓発用パンフレットの作成及び管理監督者、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。 ○メンタルヘルス対策支援事業 事業主に対してメンタルヘルス関係の専門家による事業場の体制づくりに対する指導等を実施する。 ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業 地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力しつつ、メンタルヘルス不調となった労働者とその家族を対象としたセミナーや相談会を実施する。 ○産業医等医師を対象とした研修事業 産業保健に協力的な精神科医に対する産業保健に関する研修を実施するとともに、メンタルヘルスに関する知識、対応方策などメンタルヘルス対策について、産業医等を参集し研修を実施する。 <p>2. 十分な睡眠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりのための睡眠指針検討会報告書の策定(平成15年3月) 成人を対象として、睡眠の問題を予防・改善するための情報を7つの柱として整理したものであり、個人個人の自己選択に基づいて、本指針に示すような生活習慣の工夫が推奨され、それぞれの柱の中の各フレーズから、自らの生活の中に取り入れられそうなものを自分の生活に合わせて実践していただくもの。 <p>3. 自殺対策</p> <p>【相談体制等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺防止のための相談推進協議会事業 「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、相談推進協議会を設置する。 ○相談研修等活動推進事業 全国47都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。 ○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業(再掲) ○こころの健康づくり地域関係者研修事業(再掲) <p>【普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いのちの日」の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業 (12月1日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。) ○「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」の啓発・研修事業(再掲) ○メンタルヘルス対策支援事業(再掲) ○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業(再掲) ○産業医等医師を対象とした研修事業(再掲) <p>【研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自殺の実態調査や予防対策の検討に関する研究、自殺と関連する精神疾患に関する研究等データの収集と分析による自殺の実態把握や多施設臨床研究による自殺関連予防プログラムの開発等に関する研究を行うとともに、自殺と関連があるといわれる精神疾患について、その病態解明や診断法の確立に向けた研究を推進する。

個別分野の施策

<p>たばこ</p>	<p>たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成14年12月25日意見具申)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。</p> <p>さらに、本年2月には、保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催 喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、世界保健機関(WHO)が平成元年に毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めたところである。これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターの配布等により正しい知識の普及啓発を行っている。 ○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してたばこに関する情報を国民に提供している。 ○「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書(平成13年12月) 「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこと健康問題に関する最新の科学的知見を集積した報告書が取りまとめられた。 2. 未成年者の喫煙防止 <ul style="list-style-type: none"> ○未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号) 未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。 ○成人識別機能付たばこ自動販売機の設置 日本たばこ協会、日本自動販売機工業会及び全国たばこ販売協同組合連合会が、平成20年からの全国一斉稼働をめざし、現在、鹿児島県種子島の1市2町にて試験を実施している。 ○未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて(平成16年6月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界宛に通知を发出した。 ○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置 「たばこ規制枠組条約」を踏まえ、関係省庁が密接に連携してたばこ対策を促進するため、平成16年6月15日に関係省庁連絡会議を設け、たばこ対策の充実強化を図るための体制整備を行った。 また、未成年者の喫煙率は、依然として高率のまま推移していることから、関係省庁連絡会議幹事会の下に「未成年者喫煙防止対策ワーキンググループ」を平成17年1月18日に設置し、各省庁の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進することとした。 3. 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ○受動喫煙防止対策について(平成15年4月30日健康局長通知) 健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定している。これを受け、平成14年6月に策定した分煙効果判定基準報告書等を参考にしながら、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう、都道府県等に対して、同法の施行に併せ通知を发出した。 ○地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査 平成12年9月に、地方自治体庁舎等の公共の場及び職場を対象に、禁煙・分煙の実施状況調査を行っており、その後、平成15年5月に健康増進法が施行されたことを受け、施行後約半年を経過した時点(平成16年1月5日現在)での状況を把握するために、同様の調査を再度実施し、昨年10月にその結果を公表した。 ○飲食店健康増進普及支援事業(平成17年度実施) 都道府県において、飲食店等の営業者に対し、受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の実施により営業成績が向上した事例等の具体的な取組事例等を紹介する講習会を実施し、受動喫煙防止対策への取組を推進することとしている。

<p>施策の概要</p>	<p>4. 禁煙支援プログラムの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○たばこ対策担当者講習会の開催 <p>都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。</p> ○禁煙支援マニュアルの作成(平成17年度中) <p>すべての市町村で禁煙支援が実施されるよう、必要な基礎知識、指導方法等について、禁煙支援マニュアルを作成することとしている。</p> <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○たばこ対策緊急特別促進事業(平成17年度実施) <p>都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策に取り組むこと、③受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。</p> ○健康科学総合研究事業 <p>国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</p> ○たばこ対策に係る組織の拡充 <p>厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するほか、保健医療科学院においてたばこ政策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図ることとしている。</p>
--------------	--